

つくばみらい市議会 経済常任委員会会議録

平成 21 年 6 月 18 日 開会

平成 21 年 6 月 18 日 閉会

つくばみらい市議会

つくばみらい市議会経済常任委員会

平成21年6月18日 午後零時17分開会

出席委員

委員長 倉持悦典君
副委員長 堤 實君
委員 坂 洋君
委員 中山栄一君
委員 岡田伊生君
委員 古川よし枝君
委員 廣瀬 満君

議長 今川英明君

欠席委員

なし

出席議員

18番 川上文子君

出席議会事務局職員

事務局長 井波 進君
事務局長補佐 関 俊明君
書記 大野隼人君

議事日程

平成21年6月18日(木曜日)

午後零時17分開会

1. 協議案件

1) 請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願

午後零時17分開会

委員長(倉持悦典君) 16日に委員会を開いて採択してもらった請願第4号について、ちょっと事情が変わりましたので、皆さんの、お知恵をおかりしたいと思って、急遽なのですが、ただいまから経済常任委員会を開催したいと思います。

急遽でありましたので、坂委員にちょっと今連絡をとって、なるべく早く駆けつけてくれるということになってはいますが、ただいまの出席委員は6名です。今現在では、坂委員が欠席でございます。定足数に達しておりますので、これから経済常任委員会を開会させていただきたいと思っております。

本日の委員会には、議会事務局職員が局長以下出席しております。

これより協議に入ります。

先ほども冒頭で申し上げましたように、昨日17日に、この前、請願に出されていましたが改正農地法が参議院の本会議で成立いたしました。意見書を提出するという案が採択されていましたが、この件に関して今後いかに処理したらいいものか、皆様のご審議をいただきたいと思っております。

では、意見、質疑をお願いしたいと思います。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 17日の参議院本会議で法律が通って成立したわけで、請願の項目である改正案を廃止することといっても、これはすぐに難しい話ですけれども、しかし、参議院の中の審議でも、衆議院で修正も一部加わって、さらに参議院でも、自民党の議員でさえも、外資系の企業の参入なんかについては問題があるという、そういうものも、なかなか、そういう課題が払拭されないまま強行されたというのは、今後大きな、いろいろ問題が残るんだと思うんです。そういう意味では、やっぱり委員会で議論したときに、地元の農業委員会の建議を尊重して、やっぱり応援するのが議会の立場だろうということで、多数の賛成で意見書を出そうということになったわけですけれども、ぜひそういう点では今後のこともあるので、私は引き続き農業者の支援をするという意味で、議会は前の委員会の採択ということを出してほしいなというふうに思っております。

委員長（倉持悦典君） 今、古川委員から、方針を変えないでということですか、前回の採択に従って意見書を出すべきというご意見かと思っております。

ほかにどなたか。

廣瀬委員。

委員（廣瀬 満君） 農業委員会では建議ということで出したんだけど、実際に農業委員の方々にちょっと聞いてみたら、ほとんど法律的にはわからないと言うんだよね。わからないから賛成したと、そういう方が結構いたわけです。一応、これ、法的にもう改正農地法が参議院でも成立してしまっただけで、自民党はもちろんなんだけれども、与党もそうなんだけれども、民主党まで賛成しているわけだよね。それで、ここの議会で出したところで、かえって笑われる気がするんだよね、何を言っているんだと。そういうような気がして、私は、そういう考えです。

委員長（倉持悦典君） 廣瀬委員のご意見を賜りましたが、ほかに。

岡田委員。

委員（岡田伊生君） 法的にとか、手続き上わからないんですが、一応出しましょうということだったんだけど、これが、もう決まってしまったということであれば、手続き上わかりませんけれども、白紙に戻すべきじゃないかと私は思うんですけれども。

委員長（倉持悦典君） ほかに。

中山委員。

委員（中山栄一君） ほとんど岡田委員と同じなんですけれども、これだけ状況が変わって、これが可決されたとなると、この内容でそのまま、また意見書を出すといっても、きのう決まったものを、きょう、また意見書を出すみたいな形になるし、賛成討論も取り下げましたし、私自身も。こういう状況がこれだけ変わると、本会議でも、ちょっといろいろ、もう一度、考えたいと思うし、委員会で可決されたというのは、これは事実だから、もうしようがないとしても、その辺までよく考えてやろうと思っておりますし、意見書を出

すべきではないと思います。

委員長（倉持悦典君） 堤委員。

委員（堤 寛君） 私も同意見です。

委員長（倉持悦典君） 今の出席委員の全員の意見を賜りました。

私も、この委員会を開催させてもらうに当たって、このままで意見書を出していいかという疑問がありましたので、委員会を開いてもらったんですが、皆さんのお手元にお配りした茨城新聞の記事の中でも、記事を読むと、確かに請願者の言い分も、文言の戦前の地主制度が復活しないかとか、そういう懸念があるとか、いろいろ問題はあると思います。だからこそ、衆議院でも参議院でも、いろいろ修正されながら成立したと思うんですが、ただきのう成立したものに対して、今、廃案にしろと、これ、朝令暮改みたいなことが果たしてできるかどうか。ただ請願者の意を酌んだ、それは採択したことは事実でありますので、それはそのままだと思うんですが、この意見書を提出するのが、今、提出するにしても、今、時期として妥当かどうかというような考え方をしてもらってはどうかとも考えるんです。だから、出さないというんじゃなくて、時期を見て適時というような場面がありましたら、また。もちろん中山委員からあったように、同じ文言では、ちょっと通用しないと思うんで、そのときはまた委員会を開いて。ただ、この今の時点でこれを、意見書を出すことを少し見送ったらいいいのかなという気持ちがあったので、こういう委員会を開かせてもらったわけなんです、その辺のことはどうでしょうか。

古川委員、今出しても、廣瀬委員が言うように笑われてしまうというか、確かに何をしているのよという感じはあると思うんですが、どうでしょうか。

委員（古川よし枝君） よく意味がわからないんですけども、今すぐこの意見書を出すべきではないというのは、考えはわかるんですけども、成立したばかりなのに廃案という意見書を出すのは笑われてしまうという、それは私はないと思いますけれども。ないと思うんですよ、それは。例えば法律が制定していても、廃案を目指す意見書だって、いっぱいあるわけですから。そういう点では、今できたばかりの法律について廃止せよという、廃案にせよと言っても、実行力は非常に小さいでしょうけれども、でも、いろいろ課題を持った法案だから、私は出すことに意義があると思います。今後の法律を施行するに当たっての、いろいろな問題、諸問題を解決するためにも、私は出すべきだというふうに思います。

委員長（倉持悦典君） それぞれの委員の考え方あると思うんです。今、古川委員の意見を聞いていると、とりあえず通らないだろうと、99%というか、100%この意見が取り上げてもらえないだろうというのをわかっていても、出すことに効果があるという考え方。でも、決して、やっぱり出すからには耳を傾けてもらいたいと、それには、もう少し慎重に事を運ぶんだという考え方もあると思うんです。だから、その辺を踏まえて、出せば私たちの役目は終わるんだということでもいいのかなんです。確かに農業を大事にすることには、この法律に、いろいろあると思うんですよ、文句は。

委員（古川よし枝君） 私は出せばいいという問題を言っているんじゃなくて、それは違うんであって。

委員長（倉持悦典君） 出すことに意義があるという意見は、ちょっと受け取れるものですから。

委員（古川よし枝君） 例えば農業委員会の話も、よくわからなかったから反対したん

だというのね。わからなければ、やっぱり賛成できないですよ、法律にはね。だから、建議なんかで農業委員会では賛成したんだというふうに、それは通ると思うんです。わからないという中で、この法律がつけられていったという結果が、欠陥を私は依然として残していると思うし、だから、やっぱり地元の農業者の意向を尊重して、私は出すべきだというふうに思っております。

委員長（倉持悦典君） 私と古川委員とでやりとりしてはいけないんですけれども。これで、もう意見はもらったんで決をとってもいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） そうですね。

古川委員、じゃあ、もう一言だけ言わせてください。

農業委員会が、確かによく理解できないで決をとって、確かに1票だと私も聞いています、8対7だったと。ただ見ようによっては、深くわからないので、この文言を見て直感で農業者として危機を感じて賛成したかもわからないし、それが正しいかどうかはわからないからこそ、いろいろな横やりが入らないで、ただ純粋な思いが込められた決定かもわからないし、それはわからないです。ただ事実は、採択されたということは重い事実であるということ。

ただ私がこれを開いたのは、それは、もうそれでいいですよ。この前の16日の私たちも、間違った選択はしていないと思うんです。ただきのう、これが成立してしまって、これから、この後の行動を16日に決めた方法でやっていいかどうかということなんですよ。だから、今、採決するには、幾つかあると思うんです。このまま出すべき、一つ。それから、今回はちょっと時期を逸したんで見送り、また、それを出すタイミングをはかって意見書を出す。また、もう意見書は出すべきではないと。この三つになると思うんですが、この三つのうちのどれかを我々選択しなくてはならないかなと思うんですが、これで採決してもいいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） 古川委員の意見の諸般の事情関係なく、一応、決めたことを実行すると、意見書を出すべきという案に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 賛成が少数です。

では、2案、第2番目の時期を逸したという感じで、ちょっと今回は見送り、また適切な時期が来たら、それを意見書としてまた議員提案で本会議で採択してもらって、そのときに意見書を提出するという案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔「難しい」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） だから、今は出すべきじゃないと、でも、決めたことだから、まるっきり捨てないで、出せる含みは持たせておこうという案で。

委員（古川よし枝君） 請願は不採択という意味かな。

委員長（倉持悦典君） 請願は採択はしたんです、もう。請願は、その採択は、もう変わらないです。ただ私言っているのは、今、意見書を出すべきかどうかということ。

委員（中山栄一君） 委員長ちょっといいですか。

出すべきか出さないべきかで、もうここで決をとって、今回は。

委員長（倉持悦典君） そうしますか。時期は時期でね。わかりました。

〔発言する者あり〕

委員長（倉持悦典君） ちょっと暫時休憩します。

午後零時 31分休憩

午後零時 36分開議

委員長（倉持悦典君） では、休憩前に引き続き会議を再開します。

今、坂委員が出席されまして全員出席になりました。

では、休憩中に、いろいろ話も出ましたので、ここで、二者択一で採決をしたいと思えます。

先ほどの私も申し上げました一番最後の否定するものというのは、ちょっと選択できないというようなことなので、今、時期ではないという、もう少し時期を見て意見書を出すんだということに対して賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 3人。

委員（坂 洋君） ちょっと事情がわからない。

委員長（倉持悦典君） じゃあ、済みません、もう一度、暫時休憩とります。

午後零時 37分休憩

午後零時 39分開議

委員長（倉持悦典君） 休憩前に引き続き、また会議を再開しますけれども、今、坂委員がお座りになっただけで、事情も全くわからないところで採決をしてしまいましたので、今、かいつまんで説明いたしました。

改めて、もう一度、諮りたいと思います。

じゃあ、もう一度、最初から決をとります。

今16日の決定に従って、もうこの議会で発議をして出すということに対して賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 古川委員1人です。賛成少数です。

では、もう1案の、今回は、ちょっと意見書を出すことを見送り、いずれ近い将来というか、将来にわたって、出すべきだという時期が来たときには改めて出そうという案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 賛成の委員5名です。では、第2案の、今回は、ちょっと言葉が適当かどうかわからないですが、見送るということで決定したいと思います。

では、皆さんの貴重な時間ありがとうございました。

急遽で申しわけなかったんですが、これで経済常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後零時 41分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第60条第1項の規定により署名する

平成21年6月18日

経済常任委員長